

都道府県・政令指定都市名	38 愛媛県
--------------	--------

※2024年2月22日訂正(愛媛県の数値に誤りがあったため)  
 時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 6 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛媛県男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2000年4月1日	根拠: 愛媛県男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	愛媛県男女共同参画会議	
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日	
構 成 員 員	10 人 (女性 7 人、男性 3 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2021 年 4 月 ~ 2031 年 3 月	
名 称	第3次愛媛県男女共同参画計画～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～	
改定・見直しの予定時期	2031年4月1日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛媛県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)	2002年3月26日	
	施 行 日(西 暦)	2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2004年12月24日	
	改 正 内 容	第4条第2項、第10条第1項、第19条第2項中「市町村」を「市町」に改めた。	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2030 年度まで	45 %			
根 拠	第3次愛媛県男女共同参画計画～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例、要綱等により設置されている審議会・委員会(地方自治法第180条の5に基づくもの、行政機関又は団体相互の連絡調整を目的としたもの、特定の地域で設置されているもの、不定期の開催で活動が停止されているもの等を除く)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 164 )うち女性委員を含む審議会等数( 153 )		
	延総委員等数( 1,660 )	延女性委員等数( 626 )	女性比率( 37.7 )		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 96 )うち女性委員を含む審議会等数( 90 )		
	延総委員等数( 1,554 )	延女性委員等数( 486 )	女性比率( 31.3 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 37 )うち女性委員を含む審議会等数( 36 )		
	延総委員等数( 727 )	延女性委員等数( 224 )	女性比率( 30.8 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
	延総委員等数( 66 )	延女性委員等数( 15 )	女性比率( 22.7 )		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	206 人 ( 2021 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
	委員の公募(1. 有 2. 無)	1			
	そ の 他	( 目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。 )			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職						
		(A)=(C+E+G)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)		
		(B)=(D+F+H)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)		
本庁	計	239	19	7.9	20	2	10.0	38	2	5.3	181	15	8.3
	うち一般行政職	168	17	10.1	17	2	11.8	27	2	7.4	124	13	10.5
支庁・地方事務所等	計	275	39	14.2	5	0	0.0	62	5	8.1	208	34	16.3
	うち一般行政職	160	18	11.3	4	0	0.0	29	2	6.9	127	16	12.6
全体	計	514	58	11.3	25	2	8.0	100	7	7.0	389	49	12.6
	うち一般行政職	328	35	10.7	21	2	9.5	56	4	7.1	251	29	11.6
再掲	警察関係	119	8	6.7	2	0	0.0	16	0	0.0	101	8	7.9
	教育委員会	25	6	24.0	1	0	0.0	1	0	0.0	23	6	26.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	341	41	12.0	782
	うち一般行政職	223	31	13.9	489	119	24.3
支庁・地方事務所等	計	412	57	13.8	1,217	278	22.8
	うち一般行政職	238	28	11.8	499	97	19.4
全体	計	753	98	13.0	1999	426	21.3
	うち一般行政職	461	59	12.8	988	216	21.9
再掲	警察関係	254	25	9.8	776	92	11.9
	教育委員会	22	2	9.1	69	20	29.0

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	21	3	14.3	39	9	23.1	63	26	41.3
	うち一般行政職	12	2	16.7	34	8	23.5	45	23	51.1
支庁・地方事務所等	計	67	9	13.4	86	9	10.5	116	38	32.8
	うち一般行政職	52	6	11.5	46	6	13.0	51	19	37.3
全体	計	88	12	13.6	125	18	14.4	179	64	35.8
	うち一般行政職	64	8	12.5	80	14	17.5	96	42	43.8
再掲	警察関係	16	2	12.5	35	2	5.7	63	9	14.3
	教育委員会	0	0	0.0	4	0	0.0	18	2	11.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○				◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,699	240	14.1
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	464	247	53.2
うち上級	294	132	44.9
うち一般行政職	146	69	47.3
うち上級	135	62	45.9
うち警察関係	96	20	20.8
うち上級	57	15	26.3

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。
2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	愛媛県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第4条 旧姓使用職員は、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等を除き、文書等に旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	
	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち女性数(人)	女性比率(%)
53	6	11.3	16	6.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 5 main rows: 名称 (愛媛県男女共同参画センター), 設置年月日 (1987年11月1日), 所在地等 (郵便番号: 791-8014, 住所: 愛媛県松山市山越町450番地), 管理・運営主体 (施設管理: 直営, 指定管理者: 公益財団法人 えひめ女性財団), 職員数 (常勤7人, 非常勤4人, 予算額: 2023年度 83,432千円), 主な事業 (10項目の事業リスト)

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 2 rows: 名称 (公益財団法人 えひめ女性財団), 設置年月日 (1991年4月1日), 基金・基本財産額 (1,000,000千円), 出資者 (愛媛県)

2つある場合

Table with 2 rows: 名称, 設置年月日, 基金・基本財産額, 出資者

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 3 rows: 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 (1), 問10-2 男女共同参画社会づくり推進県民会議 (加盟団体数: 145, 会員数), 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 (1), 問10-4 活動内容 (1. 定例会議, 2. 機関誌の発行, 3. 広報啓発パンフレット作成, 4. その他)

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 1 row containing a list of activities: 1. 担当者連絡会議の開催, 2. 市区町村職員研修会の開催, 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催, 4. 関係情報の収集提供, 5. 審議会等女性登用の働きかけ, 6. 補助金等の交付, 7. その他

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 1 row containing a list of activities: 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施, 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ, 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣, 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

Table with 1 row containing a list of activities: 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施, 2. 研修受講職員の男女比を配慮, 3. その他 (内容: 総務省自治体大学校が実施する第1部・第2部特別課程(地方公務員女性幹部職員養成支援プログラム)に対する女性職員の派遣及び民間事業者が実施する女性幹部職員養成等の研修に対する職員派遣(受講))

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: 事項, 2022年度予算(千円), 2023年度予算(千円), 備考. Rows include: 関係予算総額(施設整備費を除く) (108,601 / 241,298), 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合 (0.02% / 0.03%)

男女共同参画・女性のための施設整備費	5,489	0	
--------------------	-------	---	--

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬ その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	ひめbos宣言事業所認証制度(2、4、5、7、8、10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	ひめbos宣言事業所認証制度(2、4、5、7、8、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	えひめ女性活躍推進協議会

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	えひめの男女共同参画 年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )		

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 第28回男女共同参画社会づくり推進県民大会  ・ DV防止啓発資料作成事業  ・ 家事シェア推進キャンペーン事業	男女共同参画社会づくり県民大会は、男女共同参画の実現に向けた県民総ぐるみ運動を推進するため、県民一層の意識啓発と実践運動の促進を図ることを目的に実施する。  DV防止啓発用パンフレットを作成し、関係機関を通じて一般向けに配布するほか、研修会で活用する。  男性の家事参画を進めるためには、これまで家事参加や家事シェアに興味のなかった層に関心を持ってもらうことが必要であり、まずはどのような家事があるか、主に誰が担当しているかを「見える化」し、パートナー間で家事分担について話し合うきっかけ作りとなるよう、家事シェアへの意気込みを記載した申込用紙に、各家庭における家事分担の見直しや整理を行ったチェックシートを添えて応募してもらい、抽選で家事グッズが当たるキャンペーンを実施する。	約300名   200名	R5.6.21  随時  随時
2. 表彰 ・ ひめボス宣言事業所グランプリ(新ひめボス宣言事業所推進事業)	ひめボス宣言事業所における取組みを促進するため、仕事と家庭の両立や女性活躍とともに、地域活性化、人口減少対策に資する実績を挙げた事業所の事例発表及び表彰を行い、優良事例を県内に広げる。	5社程度	R6.2
3. 講座 ・ DV防止啓発に係る研修会への講師派遣事業  ・ 高校生・学生向け デートDV、性暴力予防啓発講座  ・ 教職員(中学校・高校)向け デートDV、性暴力予防教育研修  ・ 学校等におけるライフデザイン講座	DVを発見する可能性の高い医療関係者や社会福祉関係職員等を対象とした研修会に講師を派遣することにより、通報、情報提供、被害者保護についての理解を促進するとともに、地域や職場における研修(出前講座)に講師を派遣することにより、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努める。  大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたDV予防啓発講座を開催し、DVに対する正しい認識と男女が対等にお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供することにより、若い世代が将来にわたってDVの加害者にも被害者にもならないよう啓発に努め、併せて教職員や保護者の理解も深める。  県内中学校及び高校において、教職員を対象として、DVIに関する学習の進め方等について学ぶ研修を実施し、学校におけるDV予防教育の実施を促進する。  アドバイザー(キャリアコンサルタント)が講師として企業や学校等に出向き、ライフデザイン等についてのセミナーを開催する。		随時  随時  随時  随時
4. 相談事業 ・ 性暴力被害者支援センター運営事業  ・ 男性育休者等相談支援事業	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、産婦人科医等による医療的支援、臨床心理士等による心理的支援及び弁護士等による法的支援のほか、関係機関への同行支援など総合的な支援を行うワンストップ支援センターを運営する。  特設サイトに寄せられた育休中の男性の家事、育児等に関する悩みや学生・若年層のライフデザインに関する相談に対してアドバイザーが回答、助言等を行うほか、相談支援員の対応事例を分かりやすく整理して情報提供する支援窓口を運営する。併せて、同サイトにおいてライフデザインの例示、育休中の過ごし方事例の紹介や育休制度に関する最新情報の発信等を行う。		随時  随時
5. 情報収集・提供 ・ 県審議会等委員公募実施事業  ・ 年次報告書の作成  ・ 女性人材リストの作成	庁内の公募制度導入審議会等の公募委員を取りまとめ、県広報誌、チラシ、HPを活用し、広報する。  年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を県民に公表する。  各分野で活躍している女性を「愛媛県女性人材リスト」に登録することにより、県及び市町の各種審議会等への女性の登用等の促進を図るとともに、県及び市町が実施する各種事業の講師の選定等に活用し、男女共同参画社会の推進に資することを目的とする。		随時  随時  随時
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画推進委員の運営	申出窓口は愛媛県男女共同参画センターに置き、窓口業務を(公財)えひめ女性財団に委託。申出や処理の状況を公表するとともに、制度の周知を図るため、推進委員制度利用案内を年1回発行。		随時
7. 交流促進 ・ 女性のキャリアプラン等構築支援事業	若年女性の高いキャリア意識に応えるため、さらに女性の就業継続を支援するため、人材育成や各界で働く女性の交流を促進し、自分のありたい姿に向かっていきいきと歩む女性が増えるよう機運醸成を図るほか、企業・事業者の交流機会を創出する。		随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男性の家事参画促進、育休取得支援事業  ・ 新ひめボス宣言事業所推進事業  ・ 新ひめボス宣言事業所奨励金支給事業	ひめボス宣言事業所を始めとする県内企業と連携し、社員等を対象に県内他企業の先進的・具体的な取組みや家事分担、育児スキル等をテーマとして、勉強会や参集型ワークショップ研修等を実施する。また、県内で男性の家事参画促進、育休取得等に対して意識の高い個人(育休中の男性含む)や企業、経済団体等を対象に、特設サイトを開設してSNS(インスタグラム等)を活用した情報発信を行うとともに、育休中男性同士の交流会や、家事・育児等の実践スキル向上のためのセミナー等を実施し、仕事、家事、育児を丸ごと頑張る男性(企業)を応援する場づくりを行う。  人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立等に取り組む企業・事業者の認証制度を新たに創設し、企業・事業者の行動変容を促すとともに、その成長を県として強力にバックアップする。(従来の「ひめボス」、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の統合)  上位のスーパープレミアム認証取得、ひめボス宣言事業所における女性活躍や男性育休取得の実績に対し、奨励金を支給する。		随時  随時
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 市町男女共同参画担当者会議の開催	市町の男女共同参画行政担当者が一堂に会し、社会経済環境に的確に対応した男女共同参画への知見を深めるとともに、県と市町との連携を強化し、地域の特性に応じた施策を効果的に行う。	約50名	随時

・ 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業	地域のリーダー等が参集し、男女共同参画社会づくりに向けた地域の課題について、検証し、解決策を見出し、実践していくためのミーティングを開催することにより、地域における男女共同参画社会づくりを一層推進する。	約150名(3箇所含み)	随時
------------------------	---	--------------	----

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	愛媛県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	愛媛県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席届及び退席届) 第85条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	4		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )	○	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
案本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			



年に一回、研修会を開催するとともに、ハラスメント相談窓口を設置し、相談体制を整備していることに加え、研修教材について必要に応じて各議員に送付し、周知している。

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ( )
計画、指針名	愛媛県地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編)
該当部分の規定	県及び市町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2022年12月1日	~	2026年11月30日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	60	7	11.7		
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	7	11.9		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	1		0.0	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	17		0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1		0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1		0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	1	14.3	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4		0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	2	8.7	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		5	4	80.0		
2	国土利用計画地方審議会	10	5	50.0		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	21	0	0.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	16	7	43.8		
7	精神医療審査会	33	12	36.4		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審査会	20	6	30.0		
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	28	11	39.3		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	10	2	20.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	2	18.2		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	10	4	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	6	3	50.0		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
21	都道府県都市計画審議会	17	3	17.6		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	11	5	45.5		
24	石油コンビナート等防災本部	45	2	4.4		
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	20	7	35.0		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	15	8	53.3		
31	介護保険審査会	18	7	38.9		
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7		
33	感染症の診査に関する協議会	35	9	25.7		
34	警察署協議会	147	67	45.6		
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0		
37	都道府県国民保護協議会	52	7	13.5		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	1	4.8		
46	指定難病審査会	22	3	13.6		
47	小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0		
48	行政不服審査会	5	3	60.0		
49	地域医療対策協議会					
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
54						
	合計	727	224	30.8		
	女性委員0の審議会数	1				

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合計	66	15	22.7	
	女性委員0の委員会数	1			